

報道関係者 各位

平成30年12月4日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 日根 直樹

(直通電話) 03-5403-2172

日本郵便輸送不当労働行為再審査事件 (平成29年(不再)第8号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長 山川 隆一）は、平成30年12月3日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～組合事務所を別組合に貸与しながら組合に貸与しなかったことが支配介入に当たるとした事案～

会社は、各労働組合に中立的な態度を保持すべく、組合に対し組合事務所を貸与するためにスペースの捻出や確保に努力するなどの具体的な対応が求められるところ、組合事務所として利用できるスペースを適切に調査したとはいえず、組合に対して組合事務所を貸与しなかったことに合理的な理由が存在したとはいえず、組合の運営に対する支配介入に当たる。

I 当事者

再審査申立人：日本郵便輸送株式会社（「会社」）（東京都港区）

従業員約1,900名（平成28年4月19日現在）

再審査被申立人：郵政産業労働者ユニオン輸送近畿支部（「組合」）（大阪市港区）

組合員5名（平成28年4月19日現在）

II 事案の概要

- 本件は、会社が、①平成26年9月30日に開催された団体交渉において、組合に対し、和歌山営業所に勤務する期間雇用社員Aの加入確認を行い、組合員であることの確認ができないことを理由に、同人の解職に係る議題について回答しなかったこと、②別組合には組合事務所を貸与しているにもかかわらず、組合に対し組合事務所を貸与しなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事案である。
- 初審大阪府労委は、上記1①については労組法第7条第2号及び第3号に該当し、上

記1②については同法同条第3号に該当する不当労働行為であるとして、会社に対し、①組合に対する組合事務所の貸与及び具体的条件についての協議、②上記1①に係る文書手交を命じ、その余の救済申立てを棄却したところ、会社は、これを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) Aの解職に係る団体交渉における対応について

組合が、Aの未払賃金の支払に加えて、3か月分の給与保障、賞与の支払等を求める団体交渉申入書を会社に提出した後、Aは、退職に当たり精算した未払賃金以外に請求するものは一切ない旨の記載がある誓約書に署名押印して会社に提出した。このことは、Aの解職をめぐる問題について解決済みであることをうかがわせ、また、同人が組合の組合員であるかどうかを疑わせる事情といえるが、会社は、団体交渉申入書と誓約書の内容との間の齟齬、矛盾を認識しながら、Aが組合の組合員であるか否か確認するための必要な措置を団体交渉前に何ら講じることはなく、また、その後も誓約書がAから提出されていることを説明せずに、Aが組合の組合員であることが確認できないとの理由でAの解職をめぐる問題について回答しなかったものである。

このことは、組合との合意の達成を誠実に模索したものとはいえず、団体交渉拒否の正当な理由に当たるとすることはできず、また、組合の団体交渉申入れを無意味とし、組合員の利益を代表して労使紛争を円滑に解決するという労働組合の団体交渉権を侵害するものであり、労使間における問題の解決を遅らせ組合活動を妨害するものというべきであるから、組合の運営に対する支配介入に当たる。

(2) 組合事務所の貸与拒否について

会社は、現状において企業施設にスペースがないとするだけでなく、各労働組合に中立的な態度を保持すべく、組合事務所として利用できるスペースの有無を適切に調査し、組合に対し組合事務所を貸与するためにスペースの捻出や確保に努力するなど具体的な対応が求められるところ、組合事務所として利用できるスペースを適切に調査したとはいえず、組合に対して組合事務所貸与のための必要な措置を取らなかったものと認められる。

よって、会社が、組合に対して企業施設の制約等を理由に組合事務所を貸与しなかったことに合理的な理由が存在したとはいえず、このような合理的な理由のない組合事務所の貸与拒否は、組合の活動に支障を来すものであり、ひいては組合の活動力を低下させその弱体化をもたらしかねない不当な行為というべきであるから、組合の運営に対する支配介入に当たる。

【参考】

初審救済申立日 平成26年11月20日 (大阪府労委平成26年(不)第66号)
初審命令交付日 平成29年1月23日
再審査申立日 平成29年2月3日